

松阪市建設工事入札事務取扱いに係る予定価格の決定等に関する試行要綱

平成 25 年 9 月 30 日

松阪市告示 217 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松阪市及び松阪市上下水道部における建設工事等の入札、契約業務のより適正かつ効率的な執行に努めるため、松阪市建設工事入札事務取扱要綱（平成 17 年松阪市告示第 144 号。以下「要綱」という。）第 15 条（予定価格等の決定）に定める予定価格算出率並びに同条の規定に付随する要綱第 13 条（開札立会人）に定める開札立会人の選定及び要綱第 17 条（入札執行回数等）に定める予定価格算出率等について、当分の間、次条から第 5 条までに規定するとおり試行するものとする。

(予定価格の決定)

第 2 条 要綱第 15 条第 1 項の規定中「設計価格の 98.00～99.99%の範囲内」で決定する予定価格（千円止め）を「設計価格の 99.00～99.99%の範囲内」として試行する。

2 松阪市建設工事等発注基準(平成 17 年松阪市告示第 153 号)に定められる業種のうち、土木一式工事、建築一式工事、水道本管工事について、当該入札の有効となる入札者数が 5 社未満となった場合においては、前項の規定にかかわらず、予定価格の算出率を「99.00%」に設定し予定価格を決定した上で、落札者を決定する。

(開札立会人)

第 3 条 要綱第 13 条第 1 項の規定中「3 名」を選定していた開札立会人を「2 名」として試行する。選定方法については、従前のとおり、参加申請書の到着順に番号を付し、それを申請番号とした上で、下表の左欄に掲げる入札参加資格者数に応じそれぞれ右欄に掲げる立会人の申請番号の者を開札立会人とする。

入札参加資格者数	立会人の申請番号
2 社以下	全て
3～5 社	2・3
6～10 社	3・6
11～15 社	4・7
16～20 社	6・11
21～30 社	9・17
31 社以上	13・25

(入札執行等)

第 4 条 要綱第 17 条第 2 項の規定中、全社が最低制限価格未満となった場合に再設定していた予定価格の算出率「98.00%」を「99.00%」として試行する。

(その他)

第 5 条 前 3 条に掲げる試行に関する規定以外の規定は、従前の要綱の規定によるものとする。

附 則

この告示は、平成 25 年 10 月 1 日から施行し、同月 4 日発注公告分から適用する。